

#### 4. 追加情報

##### (1) 各財務書類における表示科目的説明

###### <連結貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、国における当年度末の支払元受高たる現金及び財政融資資金預託金の他、連結対象法人における現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、年金積立金管理運用独立行政法人における有価証券及び金銭の信託を計上している。
- ・「たな卸資産」には、連結対象法人における販売用不動産等を計上している。
- ・「未収金」には、国における雑収入等の未収額の他、連結対象法人における未収金を計上している。
- ・「未収保険料」には、国の当年度末における当年度分及び過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、国における財政融資資金預託金に係る未収利息の他、連結対象法人における未収収益を計上している。
- ・「前払費用」には、連結対象法人における前払費用を計上している。
- ・「貸付金」には、独立行政法人福祉医療機構における貸付金を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、国における未収保険料等の債権の他、独立行政法人福祉医療機構の貸付金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、国における国有財産台帳に記載されている土地の他、年金積立金管理運用独立行政法人が保有する土地を計上している。
- ・「立木竹」には、国における国有財産台帳に記載されている立木竹を計上している。
- ・「建物」には、国における国有財産台帳に記載されている建物の他、連結対象法人が保有する建物を計上している。
- ・「工作物」には、国における国有財産台帳に記載されている工作物の他、年金積立金管理運用独立行政法人が保有する工作物を計上している。
- ・「物品等」には、国における取得価額50万円以上の機械器具などの重要物品の他、連結対象法人が保有する工具器具備品等を計上している。
- ・「無形固定資産」には、連結対象法人が保有するソフトウェア、電話加入権等を計上している。
- ・「その他投資等」には、連結対象法人における敷金・保証金等を計上している。
- ・「未払金」には、国の当年度末における厚生年金保険給付費に係る2・3月分の未払金の他、連結対象法人における未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、連結対象法人における未払費用を計上している。
- ・「賞与引当金」には、連結対象法人が役職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する額を計上している。
- ・「運用寄託金」には、年金積立金管理運用独立行政法人における運用寄託金を計上している。
- ・「公的年金預り金」には、国における現金・預金及び運用寄託金（いわゆる積立金）並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、未払金を控除した額を計上している。
- ・「借入金」には、年金積立金管理運用独立行政法人における借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、連結対象法人が役職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づいた額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人におけるその他の債務等を計上している。

###### <連結業務費用計算書>

- ・「人件費」には、連結対象法人の役職員の給与及び諸手当、賞与等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、連結対象法人の役職員に係る翌会計年度6月に支給される賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、連結対象法人の役職員に係る退職給付引当額のうち、当年度に帰属する額を計上している。

- ・「厚生年金保険給付費」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 84 条及び第 85 条に規定する厚生年金等の支給する年金給付金の一部負担金を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入」には、国民年金法第 94 条の 2 第 1 項の規定により基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、福祉施設経費の財源繰入額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却額を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当年度の負担額を計上している。
- ・「支払利息」には、年金積立金管理運用独立行政法人における借入金に係る利息額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産に係る処分損益を計上している。

＜連結資産・負債差額増減計算書＞

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入、他会計からの受入及び独立行政法人等収入の合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、国における保険料収入、その他の財源等を計上している。
- ・「保険料収入」には、厚生年金保険に係る保険料収入額を計上している。
- ・「責任準備金相当額等徴収金」には、解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額等徴収金を計上している。
- ・「運用益」には、国における利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、存続組合等納付金、支払調整金受入、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、一般会計、国民年金特別会計基礎年金勘定等からの受入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、厚生年金保険法第 80 条、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 79 条の規定による、厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 35 条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源の受入額を計上している。
- ・「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 89 条の規定により、船員保険職務上年金に相当する財源の受入額を計上している。
- ・「前年度業務勘定剰余金受入」には、厚生保険特別会計法施行令第 9 条の規定により、業務勘定における前年度の決算剰余金のうち年金勘定の積立金に組み入れられた額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における業務受託収入等を計上している。
- ・「無償所管換等」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構への出資に伴う固定資産承継損の金額及び年金資金運用基金の出資金承継損・承継収入の金額並びに平成 17 年度の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構出資金に係る修正益の金額を計上している。

- ・「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、国における公的年金預り金の当年度末残高と前年度末残高との差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、その他事由により生じた資産・負債差額の増減額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。

＜連結区分別収支計算書＞

- ・「厚生年金業務対価見合収入」には、厚生年金保険に係る保険料収入、拠出金収入、存続組合等納付金を計上している。
- ・「責任準備金相当額等徴収金収入」には、解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額等徴収金を計上している。
- ・「運用収入」には、国における利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、国における雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、厚生年金保険法第80条、国民年金法等の一部を改正する法律附則第79条の規定による、厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第35条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源の受入額を計上している。
- ・「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第89条の規定により、船員保険職務上年金に相当する財源の受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における業務活動に伴う収入額を計上している。
- ・「前年度剩余金受入」には、連結対象法人における前年度末の現金・預金残高を計上している。
- ・「資金からの受入」には、国における予算上措置された積立金からの受入額の他、年金積立金管理運用独立行政法人における厚生保険特別会計からの寄託金の受入額を計上している。
- ・「人件費支出」には、連結対象法人における役職員の給与及び諸手当、賞与等の支出額を計上している。
- ・「厚生年金保険給付費支出」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「補助金等支出」には、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第84条及び第85条に規定する厚生年金等の支給する年金給付金の一部負担金の支出額を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、福祉施設経費の財源繰入額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「国庫納付による支出」には、連結対象法人における国庫納付による支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当年度における業務活動による支出額を計上している。
- ・「有価証券取得支出」には、年金積立金管理運用独立行政法人における有価証券の取得に係る支出額を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産の取得による支出額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、年金積立金管理運用独立行政法人における借入金の返済による支出額を計上している。
- ・「リース債務の返済による支出」には、独立行政法人福祉医療機構におけるリース債務の返済額を計上している。